

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

国立大学法人 名古屋大学

総長 濱口道成 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西原浩文 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今泉誠 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(以下「準用通則法」という。)第39条の規定に基づき、国立大学法人名古屋大学の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第9期事業年度の利益の処分に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し適正に表示

することにある。これには、不正及び誤 並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために総長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から 誤 並びに違法行為が財務諸

あることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤 並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、総長が採用した会計方針及びその適用方法並びに総長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

